

京都市告示第519号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

令和3年1月15日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日

令和3年1月19日（火）、同月20日（水）、同月21日（木）、  
同年3月9日（火）、同月10日（水）、同月11日（木）

（歴史資料館）